

## 令和4年度雇用保険料率の改定

**Q.** 令和4年4月から雇用保険の料率が変更になったと聞きました。変更内容について教えてください。

**A.** 「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和4年3月30日に成立し、4月1日から施行されています。

この改正によって令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、令和4年度雇用保険料率が決まりました。今年度は4月と10月の2段階に分けて料率が引き上げられます。

令和4年4月からは事業主のみの負担となっている「雇用保険二事業」の料率が引き上げられて改定となり、10月からは事業主と労働者双方が負担している「失業等給付・育児休業給付」の料率が改定になります。

4月からの改定では事業主負担分が0.05%引き上げられ、一般の事業では0.65%になります。事業所負担分だけの変更で、労働者の給与計算には関係しませんが、労働保険料集計の計算には関わってきます。

10月からの改定では事業主負担分、労働者負担分ともに0.2%引き上げられます。一般の事業では、事業主負担が0.85%、労働者負担が0.5%、全体で1.35%になります。事業所負担だけでなく、労働者負担も変更になりますので、10月締分の給与から雇用保険料を変更して控除する必要があります。変更時期と改定料率を確認し、対応漏れのないようご注意ください。

例えば、月収20万円の労働者負担分の雇用保険料控除額を考えてみますと。

4月～9月は20万円の0.3%で600円を控除します。10月～3月では20万円の0.5%で1,000円を控除することになり、保険料控除額は400円の増加になります。